

○草加市自主防犯活動補助金交付要綱

平成19年3月1日

告示第99号

改正 平成21年3月31日告示第180号

平成24年3月30日告示第329号

平成25年3月21日告示第240号

平成27年3月31日告示第235号

平成28年7月15日告示第611号

平成29年3月31日告示第265号

平成29年3月31日告示第268号

平成30年3月9日告示第163号

平成31年2月7日告示第110号

平成31年4月26日告示第365—2号

令和2年2月7日告示第101号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、草加市安全安心まちづくり推進条例（平成28年条例第18号）に基づく自主防犯団体への支援を行うことにより、地域ぐるみの安全なまちづくりを促進し、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、自主防犯団体が行う、地域の防犯対策を推進する事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(平29告示268・一部改正)

(補助対象組織)

第2条 補助金の交付の対象となる自主防犯団体は、防犯知識の普及、防犯意識の高揚及び防犯パトロールを実施する草加市の町会、自治会、学校関係者等の団体のうち、草加市自主防犯団体登録届（第1号様式）を市長に提出した団体とする。

2 前項の登録内容に変更が生じた場合は、草加市自主防犯団体登録変更届（第2号様式）を速やかに提出するものとする。

3 市の他の補助金交付手続等において、団体の規約及び構成員名簿を市に提出している団体が前2項に係る届出を行うときは、重複する添付書類の提出を省略することができる

る。（既に提出している規約又は構成員名簿の内容に変更がある場合を除く。）

（平 3 1 告示 1 1 0 ・ 一部改正）

（補助事業等）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額は、別表のとおりとし、毎年度予算の範囲内で市長が定める限度額内で交付する。

（交付の申請）

第 4 条 規則第 4 条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、草加市自主防犯活動補助金交付申請書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知）

第 5 条 規則第 8 条第 1 項の規定による通知は、草加市自主防犯活動補助金交付決定通知書（第 4 号様式）によるものとする。

（概算払）

第 6 条 市長は、事業の進ちよくを図るため必要があると認められるときは、補助金交付決定額のうち必要と認められる額で補助金の概算払をすることができる。

（交付の請求）

第 7 条 補助金の交付を請求しようとするときは、草加市自主防犯活動補助金交付請求書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 8 条 規則第 1 3 条第 1 項の規定による実績報告をしようとするときは、草加市自主防犯活動実績報告書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

（平 2 8 告示 6 1 1 ・ 一部改正）

（額の確定通知）

第 9 条 規則第 1 4 条の規定による通知は、草加市自主防犯活動補助金交付額確定通知書（第 7 号様式）によるものとする。

（決定の取消通知）

第 1 0 条 規則第 1 6 条第 3 項において準用する規則第 8 条の規定による通知は、草加市自主防犯活動補助金交付決定取消通知書（第 8 号様式）によるものとする。

（財産の処分の制限）

第 1 1 条 規則第 1 8 条第 2 号に規定する市長が定めるものは、備品とする。

2 規則第18条ただし書に規定する期間は、当該財産の取得後5年間とする。

(補助金の見直し)

第12条 補助金は、令和2年度までに見直しを行うものとする。

(平21告示180・平24告示329・平27告示235・平30告示163・  
平31告示365—2・一部改正)

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年度の補助事業から適用する。ただし、別表補助対象事業及び補助対象経費の項中消耗品費の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第180号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第329号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第240号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第235号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第611号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第265号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第268号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第163号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年告示第110号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成 31 年告示第 365—2 号）

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 101 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（平 25 告示 240・平 29 告示 268・平 31 告示 110・令 2 告示 101・一部改正）

補助対象事業及び補助対象経費	(1) 防犯パトロール事業 徒歩又は自転車により防犯パトロールを行うもの並びに事業推進のための会議、研修会等											
	<table border="1"><thead><tr><th>補助対象経費</th><th>区分</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">① 消耗品費</td><td>パトロール用品</td></tr><tr><td>食糧費</td></tr><tr><td>事務経費</td></tr><tr><td rowspan="2">② 研修費</td><td>講師謝礼</td></tr><tr><td>会場使用料</td></tr><tr><td rowspan="2">③ 備品費</td><td>備品購入費</td></tr><tr><td>備品修繕費</td></tr></tbody></table>	補助対象経費	区分	① 消耗品費	パトロール用品	食糧費	事務経費	② 研修費	講師謝礼	会場使用料	③ 備品費	備品購入費
補助対象経費	区分											
① 消耗品費	パトロール用品											
	食糧費											
	事務経費											
② 研修費	講師謝礼											
	会場使用料											
③ 備品費	備品購入費											
	備品修繕費											
	(2) 防犯拠点整備事業 パトロール活動の拠点の整備及び維持管理を行うもの											
	<table border="1"><thead><tr><th>補助対象経費</th><th>区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 消耗品費</td><td>事務経費</td></tr><tr><td rowspan="4">② 施設費</td><td>光熱水費</td></tr><tr><td>燃料費</td></tr><tr><td>保険料</td></tr><tr><td>施設修繕料</td></tr><tr><td rowspan="2">③ 備品費</td><td>備品購入費</td></tr><tr><td>備品修繕費</td></tr></tbody></table>	補助対象経費	区分	① 消耗品費	事務経費	② 施設費	光熱水費	燃料費	保険料	施設修繕料	③ 備品費	備品購入費
補助対象経費	区分											
① 消耗品費	事務経費											
② 施設費	光熱水費											
	燃料費											
	保険料											
	施設修繕料											
③ 備品費	備品購入費											
	備品修繕費											

(3) 車両パトロール事業 青色回転灯を装備する車両を使用し  
パトロールを行うもの

補助対象経費	区分
① 消耗品費	パトロール用品
	食糧費
	事務経費
② 車両費	手数料
	借上料
	燃料費
	保険料
	車両修繕費
③ 備品費	備品購入費
	備品修繕費

補助率 全額。

限度額

(1) 防犯パトロール事業 (1団体あたり)

① 新たに活動を行うもの 100千円

② 継続して活動を行うもの 50千円

③ 草加市から防犯パトロール車を借用して活動を行うもの 70千円

(2) 防犯拠点整備事業 (1箇所あたり)

① 新たに整備を行うもの 220千円

② 継続して維持管理を行うもの 120千円

(3) 車両パトロール事業 (車両1台あたり)

① 新たに活動を行うもの 200千円

② 継続して活動を行うもの 150千円

備考 補助対象事業を重複して行う場合は、各事業に係る補助金を合算した額とする。

防犯パトロール事業③は、防犯パトロール事業①又は②と併用して申請できるも

のとする。

第1号様式(第2条関係)

草加市自主防犯団体登録届

年 月 日

草加市長 宛て

団体名

代表者 住所

氏名 ⑩

連絡先 ( )

次のとおり自主防犯活動を実施するので、関係書類を添えて届け出ます。

1 団体名

2 代表者住所 (  代表者同じ )

3 設立年月日 年 月 日

4 構成員数 人

5 添付書類

(1) 規約

(2) 構成員名簿

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第2号様式(第2条関係)

草加市自主防犯団体登録変更届

年 月 日

草加市長 宛て

団体名

代表者 住所

氏名 ㊟

連絡先 ( )

次のとおり自主防犯活動団体の登録内容を変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更内容

2 変更年月日 年 月 日

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。



第3号様式(第4条関係)

草加市自主防犯活動補助金交付申請書

年 月 日

草加市長 宛て

団体名

代表者 住所

氏名 ㊦

連絡先 ( )

年度草加市自主防犯活動補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第4号様式(第5条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

様

草加市長



草加市自主防犯活動補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった草加市自主防犯活動補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 補助金交付決定額 円
- 補助金交付額(概算払・精算払) 円
- 交付の条件

第5号様式(第7条関係)

草加市自主防犯活動補助金交付請求書

年 月 日

草加市長 宛て

団体名

代表者 住所

氏名 ㊟

連絡先(電話)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた草加市自主防犯活動  
補助金について、次のとおり請求します。

補助金交付請求額(概算払・精算払) 円

第6号様式(第8条関係)

草加市自主防犯活動実績報告書

年 月 日

草加市長 宛て

団体名

代表者 住所

氏名 ①

連絡先 ( )

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた草加市自主防犯活動補助金について、当該事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助事業の着手及び完了年月日

年 月 日から 年 月 日まで

2 補助金交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 事業の内容が明らかになる書類(写真、領収書等)
- (3) その他

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

第7号様式(第9条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市自主防犯活動補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった草加市自主防犯活動補助金の交付額について、次のとおり確定しましたので通知します。

補助金交付確定額

円

第8号様式(第10条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市自主防犯活動補助金交付決定取消通知書

次の理由により、草加市自主防犯活動補助金の交付決定を取り消しましたので通知します。

1 取消しの理由

2 取消しの内容

第1号様式（第2条関係）

（平29告示265・一部改正）

第2号様式（第2条関係）

（平29告示265・一部改正）

第3号様式（第4条関係）

（平29告示265・一部改正）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第7条関係）

（平29告示265・一部改正）

第6号様式（第8条関係）

（平29告示265・一部改正）

第7号様式（第9条関係）

第8号様式（第10条関係）